

まちと私のサステナビリティ研究会
第1回 モノの循環を知る

モノの循環とまちの営みを見る視点

2026. 3. 12

立教大学大学院社会デザイン研究科

環境学部開設準備室

滝口直樹

モノではなく、お金の話から

簡単なワークをしましょう

問1

ここ1週間ほどで、あなたがお金を払って手に入れた「何か」。
記憶に残っているものを、1つ選んでみてください

問2

その手に入れた「何か」は、どこの誰・何が、どうやって
作ったものと思いますか

都市では、様々なモノ、サービスを、お金を払って、都市の外から手に入れている

都市では、自分たちに必要なモノを、自ら作り出すことはできない
お金の力で、必要なモノを都市の外からかき集めている

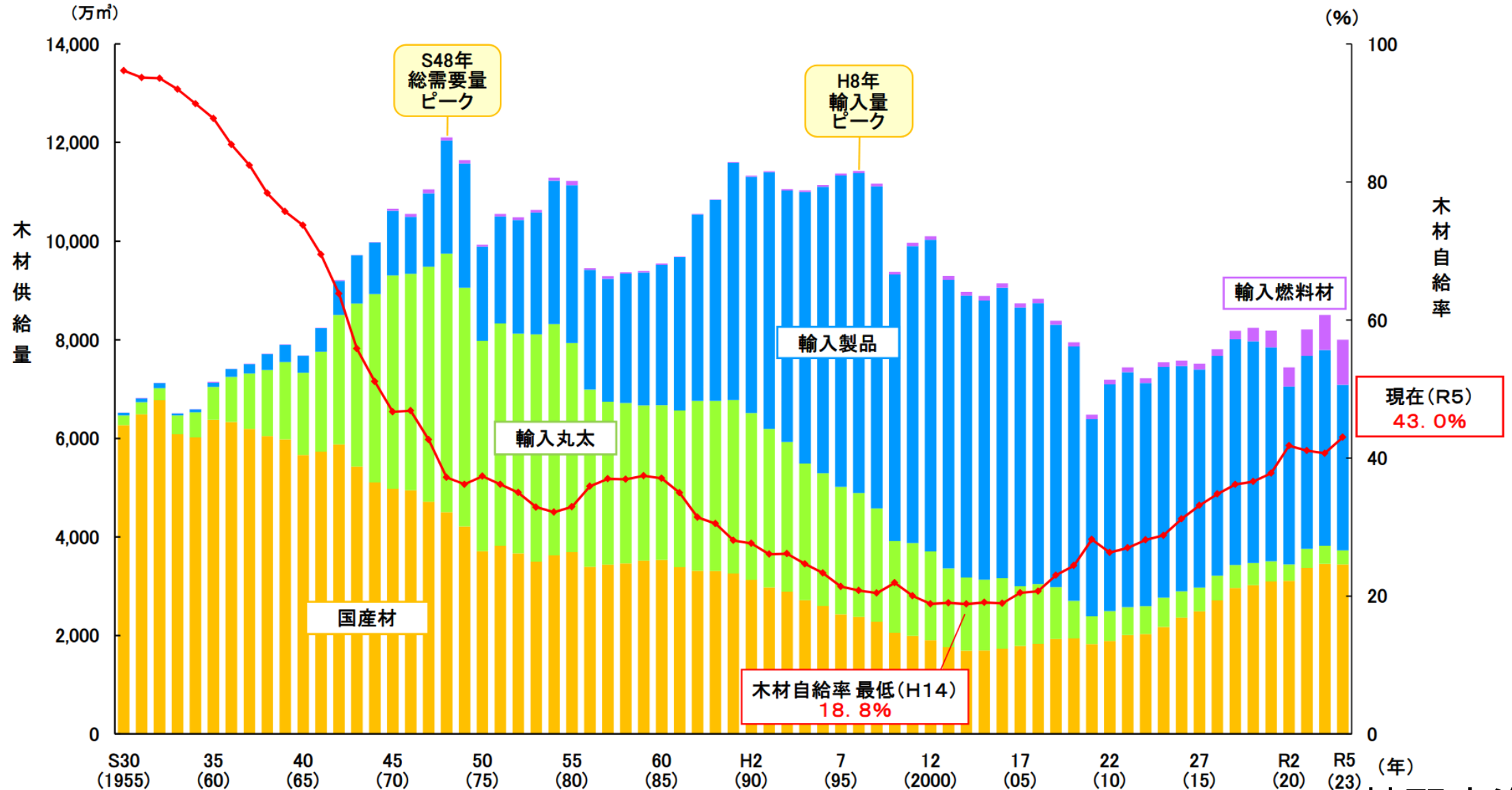
都市の人たちは、お金でモノ、サービスを手に入れる =消費

都市では、お金がないと必要なものが手に入らない

お金を介した貨幣経済に支えられているのが都市

都市は、国内外から木材をかき集めてきた

木材供給量及び木材自給率の推移



例えば、SBT(Science Based Target)認定では、
原材料調達から商品の使用、廃棄までを一連のものとしてとらえ、
温室効果ガス排出を評価する



Scope 1 : 事業者自らによる温室効果ガスの直接排出(燃料の燃焼、工業プロセス)

Scope 2 : 他社から供給された電気、熱・蒸気の使用に伴う間接排出

Scope 3 : Scope 1、Scope 2以外の間接排出(事業者の活動に関連する他社の排出)

環境省資料

サプライチェーン排出量 = **Scope 1排出量** + **Scope 2排出量** + **Scope 3排出量**

もう一つ簡単なワークをしてみましょう

問

あなたが今手にしているものは、いつ、「ごみ・廃棄物」になりますか
ごみになってしまう「タイミング」、「分岐点」は何でしょう。

ごみとごみではないものとの境界は、結構曖昧である

都市では、家庭やオフィス、工場から大量のごみができる。

都市で、ごみを適切に処理・管理するためにはルールが必要
ルールがないとカオスになる・・・ 災害時の廃棄物

廃棄物についてのルール・法律 **廃棄物処理法**

廃棄物の管理には、厳しい規制が適用される

不法投棄をすると厳しい罰則

個人：5年以下の懲役又は1000万円以下の罰金

法人：3億円以下の罰金

廃棄物でなければ、普通にやりとりできる

廃棄物の定義は？

ごみ、粗大ごみ・・・その他の汚物又は不要物であって、

固形状又は液状のもの

➡ 要は、不要かどうか



例えば、おからは廃棄物か？

豆腐工場から大量に出てくる
が・・・

食べられる？

肥料・飼料？

太子食品工業HP

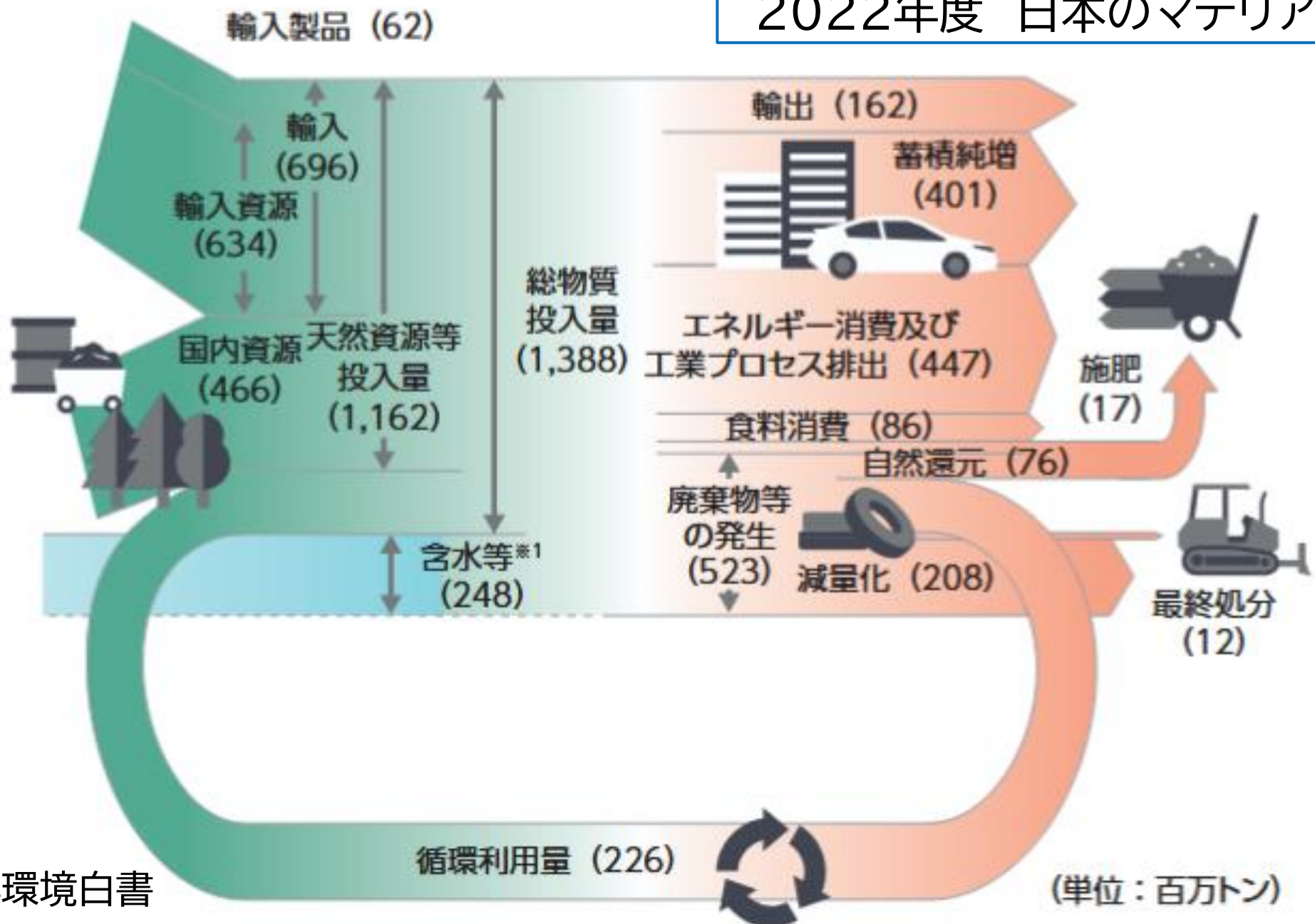
ごみ・廃棄物かどうかは、個別に判断することになっている

原則として、**お金のやりとり**で判断

- 出す側が処理料を払って引き取ってもらう
不要なものの処理となり廃棄物
- 出す側がお金を受け取って、引き渡す
売ったことになり、「有価物」であって、廃棄物ではない

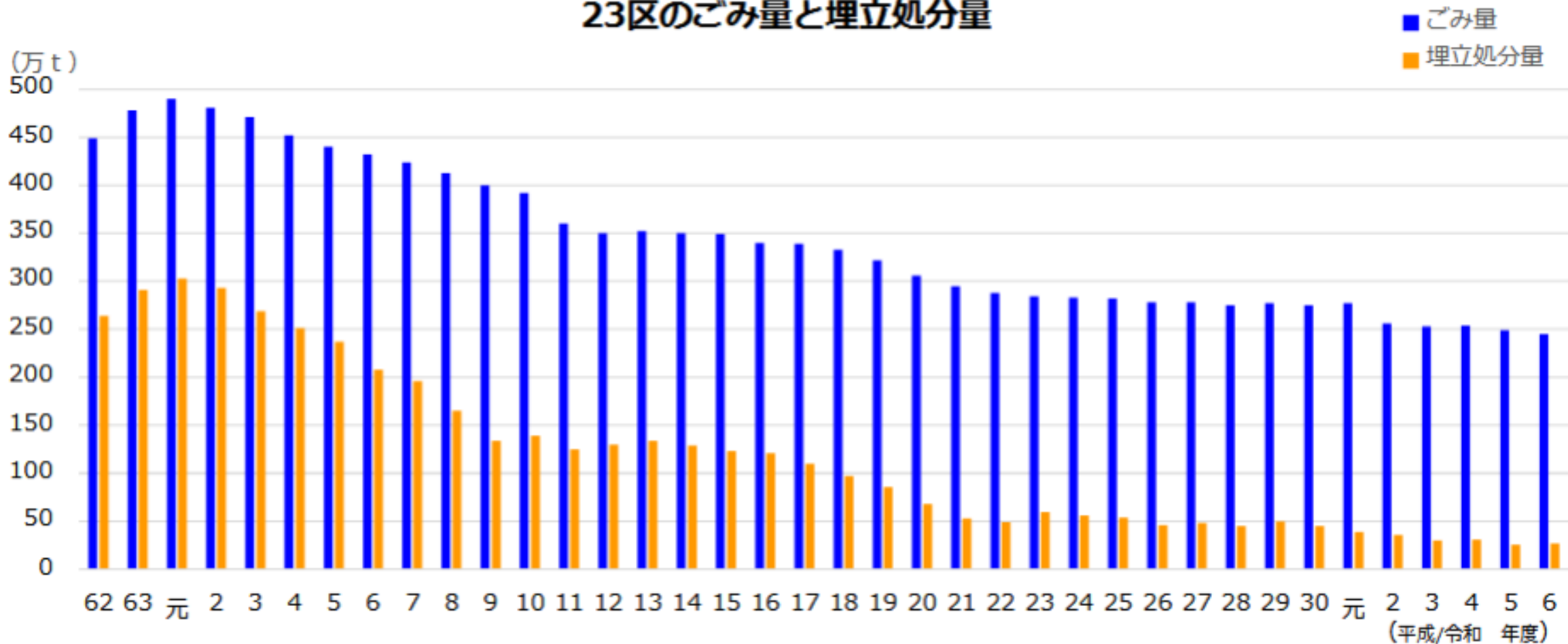
マテリアル・ごみの扱いには、
お金(経済)とルール(法律)が深く関わっている

2022年度 日本のマテリアルフロー



東京23区のごみ排出量 埋め立て処分量

23区のごみ量と埋立処分量

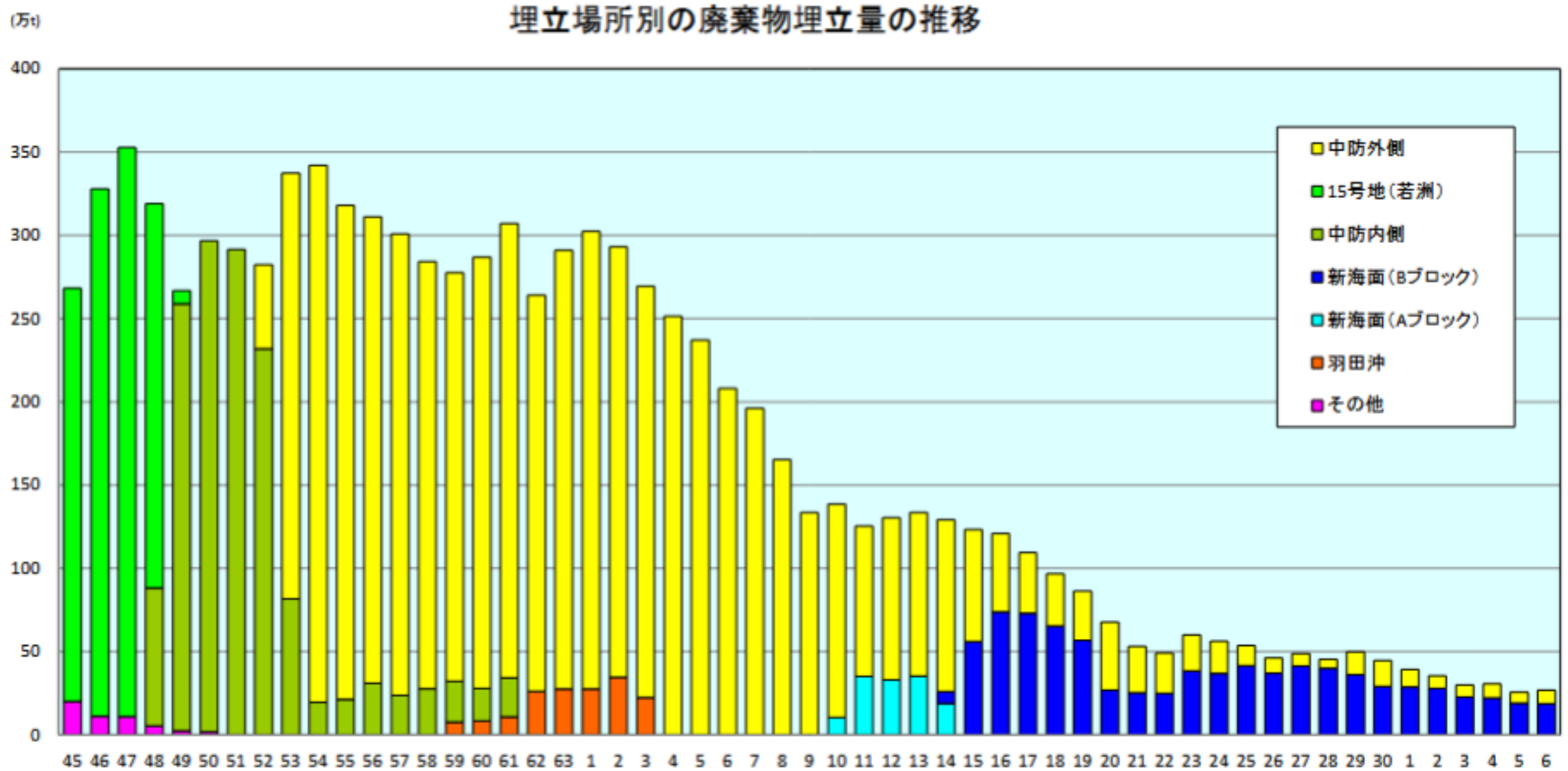


東京都23区のごみ排出量のピークは平成元年(1989年)

東京都資料

東京都 埋め立て処分量の推移

東京都資料





空から見た東京湾廃棄物埋立場

東京都HP
https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/resource/landfill/photo/chubou_air/

都市のマテリアルを「ごみ」から、とらえ直してみる

ごみは、私たちの暮らし、経済活動から排出され、処理されている



都市で生活する私たちは、暮らし、経済活動において、大量のモノ・マテリアルを利用している



そのマテリアルは、都市の外からかき集められている

どのフェーズにもお金が動き、経済が関わる

人口、経済活動が集中する都市では、某大な量の「モノ」が動いている
マテリアルの適切利用、廃棄物の処理が必要



ルール・法律が不可欠

廃棄物処理法や様々なリサイクル制度が整備されているのはそのため

経済、ルール/法律の視点なしに、都市のマテリアル循環
を考えることはできない

意識と技術だけの問題では、全くない

難しく言うと、経済、社会、環境の政策統合の視点が必要

私からの問題提起はここまでです